

5 介護保険施設サービス等の基盤整備の目標量

第7期介護保険事業計画における施設サービスの整備については、県で定める常陸太田・ひたちなか保健福祉圏域で調整し、整備を図っていきます。地域密着型サービスについては、具体的に整備計画数を掲げ整備を図ります。

(1) 施設サービスの整備について

(表 4-55)

施設サービスの整備数 (単位：施設等)

	区 分	現 状 H29. 11. 1 現在	第7期整備 計画数
1	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	7 [410床]	—
2	介護老人保健施設	6 [519床]	—
3	介護医療院	—	—

(2) 地域密着型サービスの整備について

(表 4-56)

地域密着型サービスの整備数 (単位：施設等)

	区 分	現 状 H29. 11. 1 現在	第7期整備 計画数
1	地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	4 [84床]	0
2	認知症対応型共同生活介護	15 [279床]	3 [45床]
3	小規模多機能型居宅介護 (看護小規模多機能型居宅介護) ※	3	定めなし
4	夜間対応型訪問介護 ※	0	定めなし
5	認知症対応型通所介護 ※	4	定めなし
6	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0
7	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※	0	定めなし
8	地域密着型通所介護 ※	28	定めなし

※ 「小規模多機能型居宅介護 (看護小規模多機能型居宅介護)」, 「夜間対応型訪問介護」, 「認知症対応型通所介護」, 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」, 「地域密着型通所介護」については、在宅生活の継続を支援するサービスであることから目標数を設定せず柔軟に対応します。

(3) その他の施設サービス等

① 養護老人ホーム

【現状】

65 歳以上で身体状況等は自立しているものの、環境等の理由及び経済的な理由により在宅で生活することが困難な高齢者が入所する施設です。入所するにあたっては、市に申請し、養護老人ホームへの措置を実施します。本市では平成 20 年 4 月に市立那珂湊養護老人ホームを民間社会福祉法人に譲渡しました。

(表 4-57) 実施状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
措置者数 (人)	48	49	53	52

※ 平成 29 年度は 9 月末現在。

【今後の方針】

措置を必要とする方の把握に努め、適切な入所措置を実施していきます。

【見込量】

(表 4-58) 見込量

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 2019 年度	平成 32 年度 2020 年度
措置者数 (人)	55	58	61

② ケアハウス

【現状】

おおむね 60 歳以上で、身体機能の低下により、在宅の生活に不安がありながら家族の援助を受けられない方などが契約により入所する施設です。

市内では 1 施設 15 床が設置されています。

【今後の方針】

茨城県の整備方針や利用者の動向を踏まえ、本市での施設数は現状どおりとします。

③有料老人ホーム

【現状】

利用者と施設との間の契約行為に基づいて入居する施設です。

介護付き有料老人ホーム3施設101床については、「特定施設入居者生活介護」として、介護保険サービスを利用できます。

住宅型有料老人ホームは、食事サービスと最低限の清掃といった身の回りのことや緊急時の対応を提供している居住施設で、介護スタッフは常駐していませんが、介護が必要な方は、外部の介護サービス事業者と契約し、訪問介護などの介護サービスを利用し、居室での生活を継続することができます。平成29年9月末現在、7施設138床があります。

健康型有料老人ホームは、食事等のサービスが付いた自立あるいは要支援状態の高齢者向けの居住施設です。要介護状態になった場合には、契約を解除し退去しなければなりません。平成29年9月末現在、1施設29床があります。

(表 4-59) 有料老人ホームの種類別整備状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護付	施設数	3	3	3	3
	床数(床)	101	101	101	101
住宅型	施設数	2	4	6	7
	床数(床)	39	77	122	138
健康型	施設数	1	1	1	1
	床数(床)	29	29	29	29
合計	施設数	6	8	10	11
	床数(床)	169	207	252	268

※ 平成29年度は9月末現在。

【今後の方針】

有料老人ホームは、県の介護保険事業支援計画で定める定員の範囲内で特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けられる施設であることから、整備については利用者の動向を踏まえ検討します。

④サービス付き高齢者向け住宅

【現状】

サービス付き高齢者向け住宅とは、平成 23 年の「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」の改正により創設された、介護・医療と連携し高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。

住宅としての居室の広さや設備、バリアフリー構造に関して明確な基準を設けて義務付けているほか、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供していますが、介護が必要な方は、外部の介護サービス事業者と契約し、訪問介護などの介護サービスを利用し、居室での生活を継続することができます。多くのサービス付き高齢者向け住宅には通所介護サービス事業所等が併設されています。平成 29 年 9 月末現在、市内では 16 施設 321 戸が登録されています。

(表 4-60) 登録状況

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
サービス付き高齢者向け住宅（施設）	13	14	16	16
居室数（戸）	252	291	321	321

※ サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムより（平成 29 年 10 月 1 日現在）。

※ 施設数及び居室数は茨城県に登録した日や更新日での数字のため、現在建築中のものもあり、入居可能な施設数及び居室数とは異なります。

【今後の方針】

サービス付き高齢者向け住宅には、市内転居の他、市外や県外から入居する方がいますが、平成 27 年度からは、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸借方式のサービス付き高齢者向け住宅についても住所地特例の対象となりました。

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者の住まいの選択肢の 1 つでありますので、今後も適切な運営が図られるよう、登録先である茨城県と連携しながら、情報共有や利用者等への情報提供等に努めていきます。